**平成２２年（フ）第３６８５号**
横浜市港北区大曽根台９番２号　ピアフェ大倉山102
債務者　水永　義彦
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７０９号**
横浜市緑区北八朔町1641番地８　谷津田原ハイツ７棟407号
債務者　竹田　純子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７１７号**
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目15番26号715ハイムＢ203
債務者　河野　浩子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７４１号**
横浜市青葉区榎が丘51番地１　サニービレッヂ201号
債務者　山崎さおり
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７号**
横浜市泉区西が岡１丁目13番地１　サンヒルズ西が岡306
債務者　植竹　幸恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９４０号**
栃木県真岡市上高間木１丁目29番地10
債務者　水沼　直美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９４１号**
栃木県宇都宮市鐺山町1809番地
債務者　遠藤　由貴
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９２９号**
栃木県宇都宮市東今泉１丁目１番26号
債務者　長谷川　弘
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９３６号**
栃木県那須塩原市鍋掛1083番地61、前住所栃木県那須塩原市一区町260番地13　アレスト一区町Ⅱ―202号
債務者　小泉　　旭
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９４３号**
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目１番地４パークタウンヒロ101
債務者　津久井　光
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９４６号**
栃木県日光市木和田島1693番地８
債務者　池田　和子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９４７号**
栃木県宇都宮市西川田町951番地59
債務者　松島　桂子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９５３号**
栃木県宇都宮市細谷１丁目２番16号、前住所栃木県宇都宮市細谷町431番地26
債務者　黒住　優美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９５４号**
栃木県宇都宮市上横田町703番地16　イチサト108号、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1103番地３　丸中ハイツ202号室
債務者　柏崎　浩一
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９５５号**
栃木県宇都宮市宝木本町1173番地26
債務者　浅野　香里
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９６５号**
栃木県宇都宮市鶴田町1964番地96　メゾン・ド・ヒロー201、前住所栃木県宇都宮市氷室町1744番地96　コーポサン・シーダー101
債務者　飯岡　歳男
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係